

東高木家文書からみた「宝暦治水」

The East -Takagi Family documents
and the Horeki riparian works

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

秋 山 晶 則
AKIYAMA, Masanori

はじめに

二〇〇四年は、新潟をはじめ全国各地で豪雨被害が続出し、川という自然の怖さをあらためて実感した年であったが、木曾三川流域では、「宝暦治水」からちょうど二百五十年目にあたることから、さまざまな催しが行われ、流域の歴史、川と人間の関係史を見つめ直す、またとない機会となった。

ここでいう宝暦治水とは、宝暦四年（一七五四）から翌五年にかけて、幕命により薩摩藩が手伝普請として関わった大治水工事であり、薩摩藩は、幕府の抑圧のもと、多数の自殺者や病死者を出し、莫大な債務を負ったとされている。そしてこの工事は、オランダ人土木技師ヨハネス・デ・レーケの設計により一九〇〇年に竣工した木曾三川分流工事の先駆的事業に位置づけられ、流域を水魔から救ったとして、杉本苑子『孤愁の岸』はじめ、数多くの作品に取り上げられており、犠牲者を宝暦「薩摩義士」として顕彰する運動も続けられている⁽¹⁾。しかし、二百五十年という節目に考えたいのは、この事業を、「幕府対薩摩藩」といった構図に限定してとらえるのではなく、別稿でも触れたように⁽²⁾、先入観を排したうえで、豊富な歴史情報資源を活用し、幕政全体の構造や地域社会の動向を組み込んで再構成するなど、当時の人々の営為と可能性を汲み取る努力が必要ではないかということである。

いまだ、膨大な資料を伴う「宝暦治水」事業全体の再検討には至らないが、この機会に、附属図書館研究開発室が中心となって進めている「木曾三川流域の歴史情報資源の調査・研究」プロジェクトの成果の一部として、主に東高木家文書を参照しながら、「宝暦治水」について若干の検討を行うこととしたい⁽³⁾。

一 東高木家文書について

ここでとりあげる東高木家は、名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書（総点数約十万点、継続調査中）を伝来した西高木家の分家であり、同じく分家の北高木家とともに、江戸時代を通じて木曾三川

流域治水を管掌したことで知られている。

この高木三家の祖高木貞久は、戦国期、養老山地東部の駒野・今尾
一帯（現在の南濃・平田町域）に勢力を張る土豪であり、斎藤道三や
織田信長につかえたが、天正十八年（一八九〇）豊臣政権に美濃を追
われる。関東で家康に庇護され、関ヶ原合戦後、近江・伊勢と国境を
接する美濃国の時・多良（現岐阜県養老郡上石津町域）に四千三百石
の知行を与えられ（西家二千三百石、分家の北・東家各千石）、明治
維新まで同地を支配した特殊な旗本である。江戸に常駐する一般の旗
本とは異なり、知行地に居住して参勤交代を行い、交代寄合美濃衆と
して大名並みの格式を与えられていた。三家は、山間盆地に本拠を構
える一方、江戸時代を通じて木曾三川流域治水を管掌し、膨大な治水
関係史料を蓄積することとなる。

このうち、西家は、維新後も同地に残り、学区取締や郡長・衆議院
議員などの公職を歴任するなど地方名望家として存続し、近代史料も
含めた膨大な文書を伝えたが、北・東家は明治以降相次いで同地を離
れたため、その関係文書は分散することとなった。

うち、北高木家については、早くに絶家となり、文書も失われたと
されてきたが、ある個人宅で関係史料が発見され、高木家屋敷遺構を
はじめ関連資料の保存・活用を進めている岐阜県上石津町教育委員会
の協力をえて調査を行った結果、大変貴重な治水史料を含むことがわ
かり（概数四千点余）、その成果の一端を、附属図書館二〇〇三年春
季特別展で紹介したところである⁴⁾。

もう一つの東高木家旧蔵文書については、現在、名古屋市蓬左文庫、
徳川林政史研究所、筒井稔氏、森川勝之助氏ほかの所蔵が知られてい
る。これらの文書は、一九三〇年（昭和五）頃以降に、東高木家から
流出・分散したものと考えられるが、治水史料だけは一括した形で森
川家に搬入された模様である。森川家は、高須輪中の豪農で、その頃
の当主準之助氏（現所蔵者森川勝之助氏の祖父）は、治水神社建立
（一九三八年）にも関わるなど治水史に深い関心を寄せており、維新
後の高木家を財政的に支援した家とも姻戚関係があったことから、散
逸する可能性のあった治水文書を引き受けたものと考えられる（図
1）。

当該文書については、部分
的ではあるが、すでに自治体
史や研究グループによる調査
が行われ、その成果も報告さ
れている。しかし、こうした
調査からも既に数十年が経過
しており、将来に向けた保
存・活用を図るには、現状確
認を含む悉皆調査が不可欠と
判断し、所蔵者の理解と協力
のもと、前記の上石津町教育
委員会、愛知県教育委員会と
も連携し、調査に着手した。

その結果、治水関連文書は五
千点を超える規模であり、時
期も近世全般に及ぶことが判
明している（図2）。全容解
明には、いま暫く精査が必要であ
るが、文書管理のあり方を示す天
保期の文書整理箱や、これまで報
告されていない貴重な絵図等も見
つかっており、ここで、その一端
を紹介しておくことにしたい。

二 宝暦治水への道

養老断層に沿って沈み込む東高
西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）
という自然的条件に大きく規定さ
れ、頻繁に水災に見舞われた美濃
国では、独特の負担方式（濃州国
法）で治水事業を行う仕組みが整



図1 東高木家文書の現況（一部）

治水史料分布概況（東高木家文書）

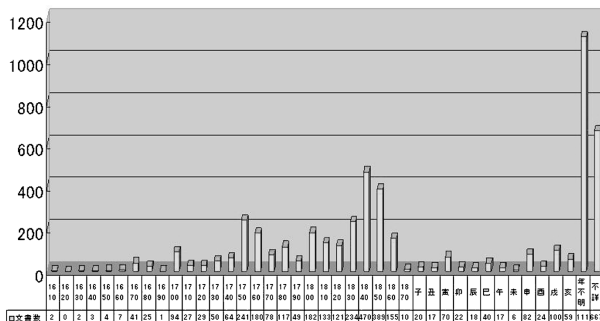


図2

備されていく。それは、国役普請と呼ばれ、幕府の権限で大規模な普請を行う場合、石高を基準に、普請の実施地域（水下）とそれ以外の地域（遠所）で負担割合が異なるものの、美濃全域（寛永十四年（一六三七）以降、手限普請となった尾張・大垣・加納などの諸藩を除く）の領主、村々に負担を強制するシステムであった。

このような方式以外にも、幕府が自らの費用負担と責任において実施する公儀普請（諸藩領を含む場合は「御救普請」とも呼ぶ）、幕命をうけて諸大名が他領の工事負担を行う手伝普請、諸藩が自己負担（手限り）で行う大名自普請、村々が自己負担で行う百姓自普請などがあり、それぞれ重要な役割を果たしたが、何といても治水制度の基本は国役普請であり、美濃では江戸時代を通じて四十七回もの実施をみている。

こうしたなか、高木三家は、寛永十年（一六三三）に国役普請の奉行に任じられるなど、早くから木曾三川流域の治水・用水に関する役儀を勤めた。これらの役儀は、いずれも個別・臨時的なものであったが、大規模開発が流域水害に直結してくるなか、流域全体を視野に入れた恒常的な河川管理体制が模索されはじめる。

その転機となったのが、元禄十六年（一七〇三）、高須・福東・本阿弥輪中七十二か村の訴願をうけた幕府による揖斐川下流部の新田撤去である。翌年には、美濃全体でも大がかりな河道整備（宝永の大取払い）が行われるが、これは、河道を直線化し、洪水のエネルギーを速やかに海へ排出することで被害を最小限化する方策であり、従来の災害復旧中心から災害予防に重点を移す、幕府治水政策の転換を告げるものでもあった。その直後の宝永二年（一七〇五）、高木三家は、美濃郡代（笠松）と同等の権限を有する川通掛（水行奉行）に任命され、以後、障害物の撤去や普請願いの見分等を通じて河道管理を行う「多良役所」として、笠松役所とともに木曾三川の水政を司ることとなる。

ここで注意しておきたいのは、元禄十六年の七十二か村による領域を超えた訴願行動である。これ以前には、輪中地域でこうした共同歩調をとった運動はみられず、流域における共同性の萌芽として、さらに具体的な動きを検討する必要がある。

なお、すでに別稿で述べたように、この延長線上にあるのが、寛保期の七十三か村の村々連合による三川分流運動であり、これを受けて多良・笠松役所が現地調査を行い、その妥当性が認められたことが、幕府による「宝曆治水」実施へのステップになったものと考えられる。この寛保期の運動については、「御料私領大分之百姓少々宛得手勝手も御座候故、同心仕達御願得不申上、漸^⑤」出願したとの証言もあるように、利害調整の困難性をクリアしたうえでの出願であったところに画期性をみる必要がある。

こうした共同行動による抜本的な対策要求を不可避とする流域環境については、別稿で西高木家作成の「水損所村々高付」を用い、流域二四四か村のうち、寛保元年（一七四一）から五か年平均で、損毛率が八割超となる村が百八、五割から七割が八十四、三割が五十二と、危機的状况にあったことに触れたが、東高木家文書の中からも、別の関連情報が見つかったので紹介しておきたい。

【史料一（6）】

（表紙）

「宝曆三年西五月笠松御代官

青木次郎九郎様より

公儀江御伺并御勘定所より御附紙

之写

覚

惣高式万五千百五拾九石之内

但高百石ニ付永八拾式文四分四厘九毛内

御料高老万式千式百拾八石四斗三升壹合

金高式拾両式分永式百四拾三文三分三厘之内 勢州長嶋東西外川

一金拾両永七拾三文九分七厘 魚獵運上

但子より寅迄三ヶ年先請負金高之通

内巻両永式百三拾五文壹分六厘 此度御吟味ニ付増

勢州桑名郡加路戸新田

請負人

十蔵

同国同郡大嶋村

八十郎

外

高老万式千九百四拾石五斗六升九合

金拾両貳分永百六拾九文三分六厘 増山対馬守領分江当り候分
 右者私御代官所并増山対馬守領分入会、勢州桑名郡長嶋新田 東
 西外川魚獵運上、前々方三ヶ年請負^二而、年季明ヶ之節者先格を以
 対馬守家来方より近辺御料私領入札相触、御代官・手代為立会札
 披キ仕、運上金之儀者其時々御代官方相伺来り候、私御代官所^二
 成、去ル卯年年季明^二付、右同様吟味仕候処、先請負金高方格別
 下直^二付、再応吟味仕候得共相増不申、依之右之趣を以相伺候処、
 運上金下直^二付先御留川^二被仰付候由御下知^二付、其段川通村々江
 申渡番人等申付置候、然処此度右魚獵運上之儀吟味仕相伺可申旨
 被仰渡候付、先格之通対馬守役人・私手代立会、入札取之、落札
 金高を以相伺候処、尚又増金之儀吟味仕、先請負金高を以相伺候
 様被仰渡候付、再応落札人呼出吟味仕候処、先達^而も申上候通近
 年ハ川床埋り、魚獵場相減候付、増金仕候^而者御請難仕旨申之候
 得共、尚又再三利害申含候処、左候ハ、当四年御下知相濟候月^ハ
 丸三ヶ年之積を以先請負金高之通御請可仕旨申之候、尤再入札相
 触吟味仕候得共、一向入札望人無御座候間、右之積りを以被仰付
 可然奉存候、猶然^者御下知相濟候月^ハ丸三ヶ年之積を以書面之通
 金高年々取立之相納、其年々御勘定^二組仕上候様御証文可被下候、
 依之奉伺候、以上

宝曆三年酉五月 青木次郎九郎印

御勘定所

御付紙

書面之勢州桑名郡長嶋新田東西外川御料私領入会魚獵運上場、七
 ヶ年以前卯年年季明候処、先受負金高方格別運上金相減候^二付留
 川^二申付置候、然処此度再応吟味之上先受負金高之通^而丸三ヶ年
 請負之積被相伺令承知候、於然^者老ヶ年分惣金高式拾両貳分永式
 百四拾三文三分三厘之内、御料所分金拾両永七拾三文九分七厘^二
^而、当酉七月^ハ来ル子六月迄中年三ヶ年請負可被申付候、尤右金
 年々取立之郷帳^二記、御勘定^二組可被仕上候、且子年^二至り、年季
 明キ四五ヶ月前諸受負人遂吟味候^而可被相伺候、断^者本文^二有之候、

以上

西六月

これは、美濃郡代青木次郎九郎と幕府勘定所のやりとりを記録したものであるが、幕府及び長島藩が、長島周辺の川漁場を入札で請け負わせようとしたところ(図3)、請負高が著しく低いため、一旦は留川(禁漁区)となり、あらためて入札を行ったものの、「川床埋り魚獵場相減候」ため、応札者の確保にも難渋した経緯が報告されている。宝曆治水前夜の木曾三川下流部では、激しい土砂堆積作用により、河川環境が激変していた様子が窺える貴重な記録といえよう。

三 宝曆治水の諸相

こうした流域環境を抜本的に改善するため、幕府に対し、流域村々及び多良・笠松両役所による水行普請要求が続けられた結果、宝曆三年(一七五三)五月、幕府が派遣した代官吉田久左衛門は、高木三家や郡代青木次郎九郎らとともに現地調査を行い、三川分流にむけた壮大な工事プランを策定するに至る。

この過程で流域村々や関係役人から提出された意見書は、現在確認されているだけでも三六〇点余にのぼる。その多くは、普請願いの有無と要求を述べたものであり、内容面では、三川分流を第一の要求とした大垣輪中八十八か村の意見書や(7)、左に掲げた高須輪中願書中の「木曾川伊尾川川分ヶ」との文言に見られるように、寛保期に胚胎



図3 長島領東西外川漁場之境絵図(東216-4) 60.4×127.4cm

(三三)

した三川分流案を継承・発展させたプランが、流域全体で共有化されつつあったことを確認できる。

【史料二一(8)】

乍恐以書付奉願上候御事

濃州高須輪中本阿弥輪中并勢州金廻輪中御料私領高数万石之水損村々、今度奉願上候儀左之通ニ御座候

一、駒塚村と西加賀野井村之間、逆川御築留奉願上候御事

一、大藪村と勝村間之川、只今喰違石堰之所御堤同様ニ御築留奉願上候御事

一、石田村勿猿尾一ヶ所并八神村五丁野村江御築留奉願上候、此儀ハ先年之通木曾川佐屋川通江引落申様奉願上候御事

一、藤ヶ瀬村と神明津村と之間、小川御築留奉願上候御事

一、金廻村勿猿尾先継并油嶋村東ニ勿猿尾奉願上候御事

一、油嶋新田五長嶋輪中松之木村北角江御堤同様ニ御築留奉願上候、則土場之儀南之郷村寄砂を以被仰付被下候得ハ、川筋相立申候御事

一、太田新田五勢州東平賀村西角江築渡シ、帆引新田五東平賀村江築渡、勢州今嶋村と新川通御立、万寿新田悪水落込水脇ニ相成候様ニ奉願上候御事

一、南之郷村附砂并深谷部谷先、大山田谷先、右三ヶ所常水五深沓間川堀奉願上候御事

一、多度谷并耽江谷先之儀、大鳥居村今嶋村境江谷替被仰付被下候様奉願上候御事

一、深谷部谷二ヶ所之儀、砂留奉願上候御事

一、上之輪東角川形直クニ御繰込奉願上候御事

一、大嶋村前葭生場御切欠奉願上候御事

一、加路戸川通水先浜地藏江押付、桑名川通水先押江水行指支候間、福井新田長地新田之間勿猿尾奉願上候御事

一、浜地藏東海口其外、川々海口ニ置留申候大寄砂・葭生等御取払、海口開候様奉願上候御事

右美濃国伊尾川附村々年々水損相増候儀ハ、木曾川之強水美濃国伊尾川通江所々落合之所五逆水馳込候故水損仕候、依之此度奉願上候ハ

木曾川伊尾川分ヶ被 仰付被下置候得ハ、向後美濃地水損決而相通レ申儀ニ御座候間、御慈悲を以御入用ニ御普請被 仰付被下置候様ニ乍恐偏奉願上候、以上
高須輪中御料惣代
宝曆三年西五月 濃州海西郡森下村庄屋

角兵衛(印)

同国同郡日原村庄屋

丈右衛門(印)

同国石津郡内記村庄屋

伊右衛門(印)

同国同郡馬目新田庄屋

才兵衛(印)

本阿弥輪中御料惣代

同国同郡帆引新田庄屋

与四郎(印)

同国同郡本阿弥新田庄屋

善七(印)

同国同郡安田新田庄屋

平六(印)

同国同郡七右衛門新田庄屋

七右衛門(印)

金廻輪中御料惣代

勢州桑名郡金廻村庄屋

源蔵(印)

同国同郡油嶋新田庄屋

忠左衛門(印)

多良御役所

しかし、こうした普請要求の一方で、他村々の普請願いに反対する意見書が、五〇点余も含まれていたことには注意が必要である。普請の実施が、さらなる地域間対立を増幅する可能性を孕んでいたといえよう。

現存する反対意見書には、揖斐川上流の大谷川・相川・牧田川や長

良川支流糸貫川のエリアにおける新規普請願に関わるものが多い。木曾三川のうちでも特に揖斐川の滞水問題が深刻化しており、逆水氾濫などで上・中流にも被害が及ぶなかで、新規普請願が多く出されたことへの反応と思われる。

たとえば、二〇〇二年の台風六号災害では、大谷川の洗堰が溢流して浸水被害に遭った大垣市荒崎地区に対し、荒崎地区に隣接しながらも、輪中堤の存在により被害を免れた十六町（旧十六村）に注目が集まったが、この十六村が輪中化にむけて動き始めたのは宝暦三年五月が始まりであり、左にみる如く、宝暦治水を契機とするものであった(9)。

【史料三(10)】

乍恐以口上書奉願上御事

一、濃州不破郡十六村之儀、全体地低之場所^ニ、年来水損相続、甚以困窮仕罷在候、然所此度川通御見分被為遊候付、乍恐御願申上候、当村之儀、出水之節、相川通大谷川通其外川々落合、其上牧田川逆水仕、田畑水損、村中家内^江水入申候、依之此度御願申上候ハ、相川通当村地境方木廃川^江川替被仰付、其上田畑境^ニ水除困仕度奉願上候、右願之通被 仰付被下置候得者^者水損^茂相遁御百姓^茂相続可仕^与奉存候、奉願上候通被為 仰付被下置候ハ、重々難有可奉存候、以上

酉（宝暦三年）六月 十六村庄屋 文右衛門（印）

同断 久右衛門（印）

組頭 平兵衛（印）

同断 幸四郎（印）

多良御役所 惣百姓代 源内（印）

また、意見書のなかには、次の如く、交換条件を付けている場合も少なからずあり、複雑に利害関係が交錯していたことを伝えている。

【史料四(11)】

乍恐書付を以申上候

一、此度飯積村・金屋村・直江村・祖父江村右四ヶ村方小畑川替之儀御願被申上候得共、右川替被 仰付候^而ハ牧田川逆水相増シ、当村甚差障リ^ニ罷成申候、然共右四ヶ村と申合、烏

江村・高淵村之間、川浚御願申上候^ニ付、差障り御願も不申上候、若々川浚御普請御願相叶不申、小畑川替斗被 仰付候^而ハ甚差障り難儀至極^ニ奉存候間、幾重^ニも先規之通御差置被為下候様^ニ奉願上候、以上

宝暦三年酉五月 不破郡綾野村庄屋 元右衛門（印）
（以下九名略）

多良御役所

このほか、三川分流を進めるうえで核となる揖斐川下流部での七郷輪中堀割や逆川メ切案にも反対意見が出ており、設計困難な状況のなかで普請に臨まねばならなかったことが窺える。

このような調査を経て、幕府内で最終調整が図られたのち、同年十二月、薩摩藩島津氏に手伝普請が命じられ、翌宝暦四年二月から五年五月まで続く、いわゆる宝暦治水が開始された。なお、普請の様相に入る前に、幕府から手伝いを命じられた薩摩藩の動向について触れておきたい。というのも、東高木家文書と並行した西高木家文書の調査を通じて、以下のような史料に遭遇したからである。

【史料五(12)】

御用懸り打寄評議之上、左之趣江戸表へ書翰差下之

以切紙啓上仕候、此度御手伝役人遠国もの^ニ諸事御用筋不案内^ニ御座候、御用弁兼候儀御座候間、不苦事ハ助言等仕、御用不指支様取斗申候、然処^ケ所限御普請目論見不相知候^ニ付、金高難積、村請^ニ相渡候儀差支候由、元積り高承度旨右役人申之候得共、右ハ不為相知事^ニ付、功者成者も可有御座候間、いか様共取斗候様申談置候処、先達^而相渡り候帳面斗^ニ而ハ何分^ニも難積候ゆへ、村請^ニ渡候儀、相對調兼候旨申之、御用之差支^ニ罷成申候間、申分^ニ指置候^而ハ村請負極り不申、御普請取懸り相滞候付、私共并見廻り御普請役打寄色々評議仕候処、^ケ所限入用高不申聞候^而ハ、いつ迄も埒明不申差支可申趣^ニ御座候間、不及是非凡積申聞候、依之御内々申上置候、以上

二月廿六日 吉田久左衛門 印
青木次郎九郎 印
高木玄蕃 印

高木内膳 印
高木新兵衛 印

追^而申上候、只今迄ハ惣^而御手伝御普請之儀、町人請負多御座候付、いか様ニ仕候哉、元積り金高承知、御手伝役人も承知之趣^三、元積り金高ニ何割増と申候^而請負ニ渡シ候と申儀、次郎九郎・久左衛門・御普請役共^三前々より及承申候処、此度之御手伝役人ハ正直一偏^三働キ無之相見へ、其上村方之ものもケ所附帳斗取候^而ハ金高積成兼、村請へ相對調兼候義と相聞候付、本文之通取斗申候これは、現地で指揮にあたる幕府代官・美濃郡代・高木三家から勘定奉行一色周防守宛の書簡控であるが、宝曆治水に着手する「歛初」直前（宝曆四年二月二六日）の状況が生々しく描かれた大変興味深い内容を含んでいる。

因みに、この手伝普請は、幕府が指揮・監督するものであり、手伝方の薩摩藩の役目は、資金を用意し、人足動員や資材を調達することにあつた。さらに、宝曆治水では「村方御救」として町人請負を採らず（のち、薩摩側の要求で一部難工事を例外的に町人請負とした）、地元百姓を賃人足として動員する村請負を基本方針としていたため、各現場となる村方での人足や資材の見積作業が不可欠の前提となつていた。

にもかかわらず、右の史料によれば、薩摩藩側では幕府が設計時に行つた見積データを知らないため、村方による見積の可否判断に困り、村請として措置できないというのである。薩摩藩側から、元データを示すように懇願された「御用懸」の高木らは、本来は非公開の原則であるとして、一旦は情報の提供を峻拒するものの、放置した状態では工事に支障が生じることから、やむなく概要を知らせたとある。この史料は、高木ら現地責任者が、指揮を仰ぐ勘定奉行に、情報提供の事後承諾をとるため作成されたものであつた。

こうした問題が生じた背景には、手伝普請において村請方式が採られたことが一因としてあげられるが、もちろんそれだけではなからう。「只今迄ハ惣^而御手伝御普請之儀、町人請負多御座候付、いか様ニ仕候哉、元積り金高承知、御手伝役人も承知之」と述べる裏には、非公開情報である元見積額が、業者及び手伝大名方に筒抜けになる仕掛けが

あつたことを窺わせ、「いか様ニ仕候哉」と述べてはいるが、それが幕府内では暗黙の了解事項であつたと思われる。ところが今回の薩摩役人は、その情報入手に失敗していたということであらうか、「正直一偏^三働キ無之」との酷評を受けることになるのである（13）。

さて、宝曆治水の普請は四つの工区で行われたが、ここでは、東高木家の高木内膳貞往が担当した三之手（墨俣輪中・本阿弥輪中）普請を中心にとりあげる。

この三之手で困難を極めたのは、長良・揖斐両川を貫流する大樽川への洗堰設置工事である。注意したのは、大樽川洗堰や油島締切堤は当初設計として確定したものではなく、複雑な利害関係を勘案しながら、工事の進捗状況にあわせて検討・採用されたものであつたことである（14）。当時の普請のあり方は、（自然観の反映でもあらうが）慎重な試行と絶えざる見直しに特徴があり、当初プランに固執する硬直した姿勢は見られない。これは、「見試し」という修正を織り込んだ手法として再評価されつつあり、今なお汲むべき点があるように思われる（15）。

実際の普請は、前年の洪水破損箇所修復と定式普請を行う一期工事と、水行直しの二期工事に分けられ、いずれも先述の通り、幕府普請方の設計にもとづき、薩摩藩が人員・資材を調達し、原則として村方請負により実施された。なお、人足として動員されたのは、次の史料にもあるように、居村人足はもとより、他国人足、さらには子供人足も含めてのことであり、文字通りの人海戦術で竣工にこぎつけたのであつた。

【史料六（16）】

一、右^者飯木村定式御普請所相懸り候人足相違無御座候御事

一、右之通帳面差出し候様、御手伝御固屋方被仰付、則相認差上申候事

一、右之内、他国人足之分、巷日巷人賃金三匁四分ニ相究メ雇申候、是ハ三月下旬御普請急ニ皆出来致させ候様被 仰付、居村人足斗^ニ御普請御定日出来無心元奉存、高賃金之人足相雇申候御事

一、居村子共人足之分、三人を以巷人ニ御立被下候様ニ御手伝御

固屋へ申上、猶右他国人足老人三匁四分被下候様も兼申上置候御事

これとは別に、大樽川洗堰などの難工事では、水中作業が伴うため、先述の通り、町人請負普請が採用されていた。完成した洗堰は、当時の普請技術の粋を集めた全長九十八間（二七七m）、横二十三間（四二m）の巨大な構造物であった（図4）。

しかしこれも、竣工直後の洪水で右岸が決壊し、その機能を失ってしまう（図5）。そこで、宝暦八年、位置を長良川落口に変更し、百姓自普請により再築されるが、その後は、結成された洗堰組合村々の手で維持管理が続けられ、明治改修まで重要な役割を果たすことになる。

なお、この大樽川普請では、当初、縮切工事が予定されていたため、影響を憂慮した対岸の桑原・小藪輪中から、本堤同様の仕様ならば輪中堤

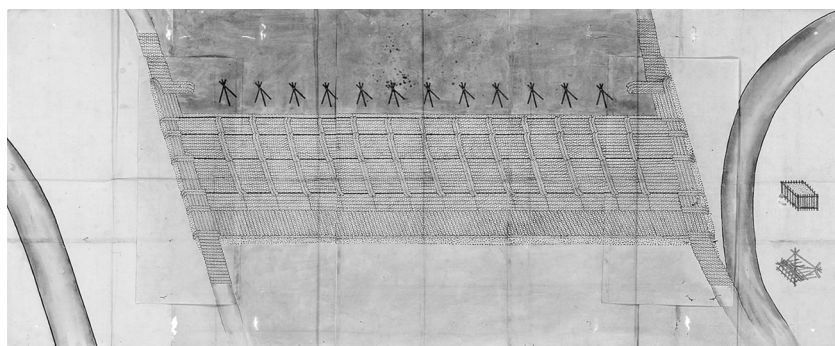


図4 〔大樽川洗堰出来形絵図〕（東141）61.0×147.6cm

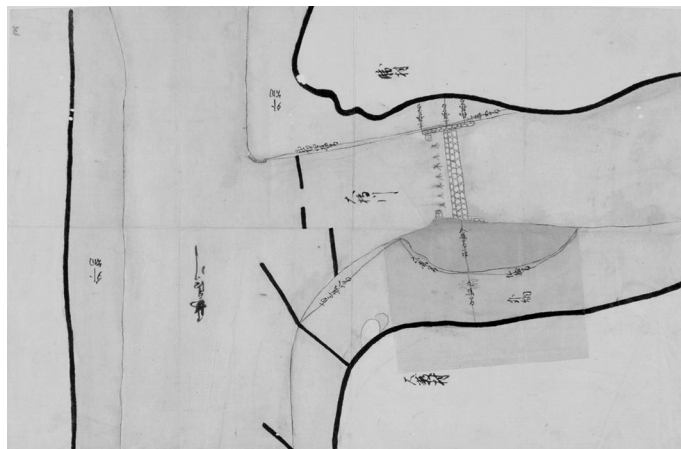


図5 大樽川洗堰大藪村方外畑欠所絵図（東45-3）43.6×31.2cm

の強化が必要であるとして、洗堰の採用を求められていた⁽¹⁾。最終的には洗堰方式が採用されたため、要求は撤回されたが、後年、右にみた組合村々により洗堰の機能が強化されるに従い、長良川筋の村々では河床及び水位の上昇が起こり、ついには天明四年（一七八四）、洗堰の撤去を求める争論が勃発することになる。

こうした問題は、大樽川洗堰だけではなかった。宝暦治水により利益を得た地域もあれば、不利益を蒙る地域もあり、工事の竣工そのものが、新たな矛盾と地域間争論への契機となりうるところに、流域治水の困難性があった。

四 地域間矛盾の広がり

このように、宝暦治水により設置された大樽川洗堰や油島締切堤は、その後の修築をへてより強固なものとなり、三川合流の問題には一定の解決をもたらしたが、水勢の鈍化や土砂堆積作用を促進することで、地域間矛盾を増幅し、より広域化した争論を惹き起こすことにもつながった。

その一例として、三川分流を試みた宝暦治水で最難関とされた油島締切工事についてみておきたい。この工事では、先の「見試し」施工により、影響を観察するため、三川合流部の油島・松之木間（全長二km）のうち、中間の約五四〇m

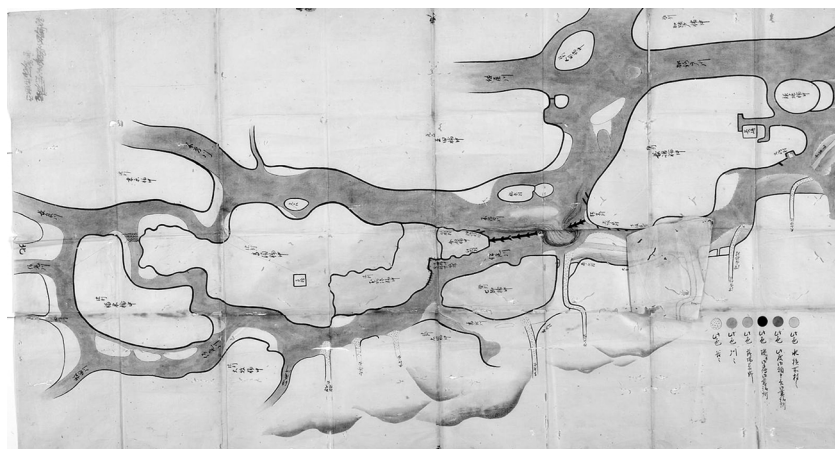


図5 勢州油島地先洗堰ノ切御普請願絵図（東43-1）62.5×116.4cm

を開口したままで竣工した。

しかし、不完全な締切では、木曾川から激流・土砂が押し寄せるため、揖斐川筋の村々では、竣工直後から、その締切を求める運動を開始している（図6）。

【史料七（18）】

乍恐以書付奉願上候

一、濃州大垣方下御料御私領御高凡拾万石余之御田地、悪水ハ不残伊尾川通江落出申候、然ル処木曾川・長良川之儀ハ伊尾川より常水五尺余高ク流出申候、長良川之儀ハ大藪村ニ而伊尾川江押込、木曾川之儀ハ成戸村ニ而長良川と落合、夫より流下り油嶋新田先ニ而伊尾川通江落入、伊尾川之常水速ク盛上候故、悪水落差支、毎年御田地水損毛仕候ニ付、川通御普請奉願上候得ハ、七年以前酉年御手伝御普請被 仰付被下難有奉存候、右水損相止可申御普請之專一ハ上者大藪村洗堰被 仰付長良川之水伊尾川江落入不申、下ハ油嶋新田先より松木村江切御普請被 仰付、木曾川・長良川之水伊尾川江押込不申候得ハ、伊尾川之常水五尺余低罷成候ニ付、往古之通村々悪水落宜罷成申候故、奉願候得者、願之通被 仰付被下、大藪村之儀者洗堰ニ被 成下、油嶋新田先之儀ハ切御普請被 仰付奉悦候所、御普請半途右メ切之中三百間余 御明御見合之段被 仰付候ニ付奉驚、村々百姓力ヲ落恐多奉存候得共、是非々願之通御メ切被下置候様ニ奉願候得ハ、当時御見合之段被 仰渡候故、無是非奉畏候、尤油嶋新田先御普請被 仰付被下、少々之御益ハ有之候得共、三百間余之所明ケ所ニ罷成候故、水場村々水損相遁申儀無御座候ニ付、其後多良笠松兩御役所江先達而願之通被 仰付被下候様ニ奉願罷有候内ニ、去寅春所々御普請出来榮為御見分江戸方 御大身様方当国江御越被遊、右奉願上置候御普請笠松御役所江御願被成下候様ニ願書絵図指上、御場所ニおゐて木曾川之水伊尾川江逆水之鉢直ニ奉入御覽候、種々御願申上候者大藪村ニ而洗堰御普請被 仰付候ニ付、長良川之方と伊尾川之方と六尺余違申儀眼前ニ御座候、油嶋新田先御見合之所洗メ切御普請被 仰付被下置

候得ハ、五尺余水低ク相成申候、然ル上ハ村々悪水落取宜罷成候故、先年之通御田地立返り御料御私領数万之百姓難有相続仕御儀ニ御座候、最早明所御普請纒之不足ニ而大分之御田地立返り不申、乍恐先万歎ケ鋪奉存候、当年之儀ハ諸国一統作方宜候得共、水場村々之儀ハ作毛仕附候而内溜り水落取り悪敷水損相止不申、農業出勢仕候而度無所詮不及力難儀至極仕候、此分ニ御差置被遊候而者木曾川通砂夥敷御儀ニ御座候得ハ、昼夜流下り右明所より伊尾川通江逆水ニ准シ馳込、伊尾川之下桑名川江も流出、追付川瀬埋り申候而川床次第ニ高ク成申儀ニ御座候、御慈悲之御了簡を以御見分之上明所メ切御普請被 仰付被下置候様ニ奉願上候、右願之通被 仰付被下候得ハ、前々之通御年貢御収納も仕、御救之余力を以村々数万之百姓相続可仕と難有奉存候、以上

美濃国石津郡帆引新田

宝曆九年卯八月

庄屋

与四郎（印）

（以下二十九名略）

多良御奉行所

こうした揖斐川筋村々の動きに対し、木曾川沿いの尾州海西郡・海東郡九十八か村は、以下に見る通り、油島締切堤による尾張側堤への影響で、宝暦七年（一七五七）の西保村堤決壊による大水害などが生じているとして、断固反対を唱えている。

【史料八（19）】

（包紙）

「尾州御領海西郡海東郡村々願書」

乍恐奉願上候御事

勢州油嶋新田并松之木村両方より去ル戌年御築出之猿尾之儀、今度御目論見ニ而切又者洗堰相成候様及承申候、全鉢右場所之儀者木曾川伊尾川落合之場所ニ而、両川出水之節双方江水開キ申儀ニ而、伊尾川之儀者川丈ケも少ク御座候付、出水引取も早ク候故、木曾川之水桑名川通江も水開キ申候処、戌年右猿尾出来以後木曾川之儀水開キ不宜、殊更当時者加路戸川御切広之節、見入川御メ切被

遊川末一川相減、出水之節者勿論常水共尾州方堤^江当テ強ク御座候、既ニ猿尾出来後去ル丑年海西郡西保村堤切込數百ヶ村大難ニ及び、其外美濃方御堤も追々切入候段、乍憚御見聞被遊候通^ニ常々堤欠所等追々出来仕候、今般右中明之所万^一御メ切洗堰等^ニ被仰付候^而者、弥以尾州海西海東兩郡囲堤決^而危ク、私共村々度々切込可申と迷惑至極奉存候、右之仕合^ニ付、海辺落口水開之儀、全牀水行之御模通御願申上度奉存候仕合^ニ御座候処、又候今般之風聞奉驚歎ケ敷奉存候間、大勢之者共御救と被思召、哀御憐憫を以、右メ切洗堰之儀御指止被遊被下置候様偏^ニ奉願上候、右申上候通御普請被 仰付候^而者至極指支罷成申候間、乍恐只今迄之通御指置被為遊被下置候様奉願上候、以上

尾州御領海西郡

(明和元年)

剗浦村庄屋

勘右衛門(印)

〈以下五十六名略〉

多良御役所

これ以後も、文政二年(一八二九)には、立田輪中ほか木曾川筋一三二か村が、締切堤の恩恵をうける掛斐川筋二四二か村を訴えるという大規模訴訟が起きるなど、広域争論があつたと絶たなかつた。

こうした状況を根本的に解決するには、大規模な河道整備など、上流から下流にいたる流域一貫の施策が不可欠となるが、幕藩領主制の枠内では自ずと限界があり、新たな条件のもとでの課題とならざるをえなかつたのである。

その一方で、流域社会のなかに、利害を調整し、連帯するいくつかの地域グループや組織が育つていったことにも注意しなければならぬ。それは、宝暦治水を契機に、上から結成された輪中組合も含め、十八世紀半ば以降の動きとして理解できるが、未だ萌芽的であるそれを、捉えきるにはいたっていない。さらに、幕藩領主制が揺るぎだすなかで、治水問題と流域社会がどのように関わり合い、変貌を遂げようとしていたのかなど、検討すべき課題は多い。

むすびに

今回取り上げた東高木家文書については、調査成果として、附属図書館二〇〇四年秋季特別展で中間報告を行ったところである⁽²⁰⁾。なお、輪中の豪農であつた森川家には、この東高木家文書とは別に、地域や村、経営に関わる豊かな史料が伝束しており、こと治水に関しては、支配・被支配の両面を観察できる史料環境にあるといえよう。目下、こうした特長をふまえながら、調査・研究を進めつつある。

今後は、継続調査のうえ、「東高木家治水文書目録(仮称)」を公開する予定であるが、さらに西・東・北の三高木家文書をデジタル統合し、関連資料ともリンクづけることで、木曾三川流域の人と自然の關係史を物語るアーカイブズ構築を計画しており、二〇〇五年の春から、コンテンツの一部を一般公開する予定である。

なお、小稿では、東高木家文書を紹介する形で、「宝暦治水」について若干の検討を行ったにすぎないが、今後、右に述べた情報環境の整備もあわせ行いながら、流域治水史の豊富化に向け、あらためて『宝暦治水』の虚像と実像⁽²¹⁾について論じることにはしたい。

註

- (1) 拙稿「木曾三川流域治水史再考」『名古屋大学附属図書館研究年報』一、二〇〇三年、でも述べたように、この「薩摩義士」像の成り立ちには、高木家文書が深い関わりを持つていた。なお、「薩摩義士」像の形成過程については、羽賀祥二「治水の神の誕生―宝暦薩摩義士と木曾三川流域―」『歴史学研究』七四二、二〇〇〇年、を参照。
- (2) 「寛保期における木曾三川流域調査」『名古屋大学附属図書館研究年報』二、二〇〇四年。以下、別稿と呼ぶ。
- (3) 本稿は、二〇〇四年十月三十日に行われた名古屋大学附属図書館二〇〇四年秋季特別展講演会「宝暦治水の虚像と実像」での報告をまとめたものである。
- (4) 名古屋大学附属図書館「川とともに生きてきたⅡ―新発見史料・北高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術―」二〇〇三年、を参照。
- (5) 東高木家文書(仮番)133-1(延享元年正月願書写)。以下、東(西高木家文書については「西」133-1と表記する)。
- (6) 東17-8。史料文中の傍線は引用者(以下同じ)。

(7) 西E3-1-1-713。原昭午「近世の治水」『木曾三川流域誌』建設省中部地方建設局、一九九二年、を参照。

(8) 東22-1-7。

(9) なお、十六村の輪中化出願は明和八年(一七七二)とされているが、本文の通り、宝暦三年には輪中化の動きがあった。しかし、周囲の反対が続き、十六輪中が正式に認められるのは、明治二年(一八六九)年のことである。この間の経緯及び二〇〇二年災害との関連は、伊藤安男「大谷川洗堰と遊水地の問題点」『岐阜県郷土資料研究協議会会報』第九四号、二〇〇三年、を参照。

(10) 西E3-1-1-931あ。

(11) 西E3-1-1-787か。

(12) 西E3-1-1-1002787か。

(13) 宝暦治水において、薩摩藩が蒙った人的・物的負担は莫大なものがある。しかし、自戒をこめていえば、史料批判ぬきに、一部の史料から、薩摩藩士が一汁一菜の冷遇を受けた、あるいは、幕府は普請情報を秘匿して罣に陥れた等、「幕府対薩摩藩」の敵対図式に結論を急ぐのは如何であろうか。当時、冗費節減の意味から、普請役人の接遇を一汁一菜と村方に触れ出すのは珍しいことではない。また、ここにみた如く、普請情報の問題についても、現段階では、この真相を明らかにしえないが、まだまだ未知の事実が横たわっ

ていそうである。事業全体を見すえ、史料に即した具体的な検討が求められる。

(14) 伊藤孝幸「近世における木曾三川での治水」『岐阜史学』八八、一九九五年。

(15) 知野泰明・大熊 孝「木曾三川宝暦治水史料にみる「見試し」施工に関する研究」『土木史研究』二二、二〇〇二年。「見試し」施工とは、治水施設が、河川の流れにどのように影響するかを見極めながら段階的に工事を進める方法。かつては、連続工法がとれない技術力の限界とされてきたが、環境共生の時代、生態系への影響などを勘案して再評価が進んでいる。

(16) 東218-1-1「養老柏尾両谷川通濃州多芸郡飯木村定式御手伝御普請所人足帳」から、帳末部分のみ抄出。飯木村(現養老町)が一期工事の定式普請(幕領で毎年行われた定式普請が手伝普請に組み込まれたもの)で出した人足三三三九人の書き上げ。居村人足以外に、他国雇人足二六五人、居村子供人足一三九人が含まれている。

(17) 東31-2-1-2。

(18) 東27-1-9。

(19) 東69-4-1-3。

(20) 展示概要は、『川とともに生きてきたⅢ―東高木家文書にみる木曾三川流域の歴史・環境・技術』名古屋大学附属図書館、二〇〇四年、を参照。